

事 務 連 絡
平成20年 7月 4日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 様
後期高齢者医療広域連合事務局 様

厚生労働省保険局
高齢者医療企画室

保険納付対象額等通知の実施について（連絡）

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第123条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合が社会保険診療報酬支払基金に対し通知することとされており、平成20年7月4日付け保総発第0704001号保険局総務課長通知「保険納付対象額等通知の実施について」によりその具体的な内容が示されたところですが、当該通知の作成に当たっては、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）にて同通知様式第3号及び第8号の作成に必要なデータを提供できるよう、標準システムに機能を追加する準備を進めておりますのでご連絡いたします。

なお、標準システムにデータを保有していない同通知様式第2、4、5、7、9及び10号につきましては、各広域連合において集計していただくこととなります（同法第123条第2項に基づき、国民健康保険団体連合会に委託することも可能。様式2号及び7号については、後期高齢者医療請求支払システムで出力可能。）ので、あらかじめご了承願います。

また、標準システムの機能の追加が8月7日頃提供予定であるため、第1回目（7月15日提出期限）の報告方法については、別途、社会保険診療報酬支払基金から連絡されるものであることを申し添えます。

<照会先>

○厚生労働省保険局総務課

高齢者医療企画室支援金係 清水・小野

代表 03-5253-1111（内線 3237）



保総発第 0704001 号
平成 20 年 7 月 4 日

各都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課長



保険納付対象額等通知の実施について

標記については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 123 条第 1 項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）第 42 条に規定するところにより行うこととされているが、その具体的な内容及び方法は下記のとおりであるので、貴都道府県内の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図り、その円滑な実施に十分配慮されたい。

記

第 1 保険納付対象額等通知の趣旨

保険納付対象額等通知は、各保険者が納付する後期高齢者支援金が各広域連合に係る被保険者に対する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）に応じて算定されることにかんがみ、療養の給付等の給付を行う広域連合から、後期高齢者支援金の額を決定し徴収する社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対し、保険納付対象額及びその内訳について通知することとされたものであること。

第 2 保険納付対象額等通知の内容

1 通知すべき事項

- (1) 保険納付対象額等通知は、保険納付対象額並びにその内訳として、現物給付額（療養の給付に要する費用の額から当該給付に係

る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び現物給付分の高額療養費の支給に要する費用の額をいう。以下同じ。)、現金支給額(療養費、特別療養費、移送費、現金支給分の高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額をいう。以下同じ。)及び第三者納付金等収入(戻入)額の三種類について行うものであること。

- (2) 現物給付額に関する保険納付対象額等通知は、一般被保険者(法第67条第1項第2号の規定が適用されない者をいう。以下同じ。)、現役並み所得者(法第67条第1項第2号の規定が適用される者をいう。以下同じ。)の別に、一般被保険者については、療養の給付、療養費の別に、さらに療養の給付については、医科、歯科、調剤の別に、加えて医科、歯科についてはそれぞれ入院、入院外の別に、療養費については、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、訪問看護療養費の別に、入院時食事療養費及び入院時生活療養費については医科、歯科の別に、また、現役並み所得者についてもこれらの別に、件数、日数、点数、一部負担金(入院時食事療養費及び入院時生活療養費については標準負担額。以下「一部負担金額」という。)、診療報酬、調剤報酬、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の額等について行うものであること。
- (3) 現金支給額に関する保険納付対象額等通知は、一般診療、補装具の支給、柔道整復師の施術等療養費支給の種類並びに移送費、標準負担額差額、高額療養費及び高額介護合算療養費の別に、支給件数、日数、一部負担金額及び支給額について行うものであること。
- (4) 第三者納付金等収入(戻入)額に関する保険納付対象額等通知は、現物給付額に関しては療養の給付、療養費、加算金、延滞金その他の収入の別に、さらに、療養の給付については、医科、歯科、調剤の別に、加えて医科、歯科についてはそれぞれ入院、入院外の別に、療養費については、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、訪問看護療養費の別に、加えて入院時食事療養費及び入院時生活療養費については入院、入院外の別に、それぞれ一般被保険者及び現役並み所得者ごとの件数及び収入(戻入)額等について、現金支給額に関しては、療養費支給の種類並びに移送費、標準負担額差額、高額療養費、高額介護合算療養費、加算金、延滞金及びその他の収入の別に、それぞれ一般被保険者及び現役並み所得者ごとの件数及び収入(戻入)額等について行うものであること。

2 通知の実施方法

- (1) 保険納付対象額等通知は、各月又は各年度ごとに行うこととされていること。
- (2) 各月ごとの保険納付対象額等通知の期限は現物給付額については保険医療機関等及び指定訪問看護事業者から請求があった月の

翌々月の15日まで、現金支給額については支給決定した月の翌々月の15日まで及び第三者納付金等収入（戻入）額については収入調定した月の翌々月の15日までにを行うものであること。

(3) 各年度ごとの保険納付対象額等通知の期限は現物給付額については保険医療機関等及び指定訪問看護事業者から請求があった年度の翌年度の6月1日まで、現金支給額については支給決定した年度の翌年度の6月1日まで及び第三者納付金等収入（戻入）額については収入調定した年度の翌年度の6月1日までにを行うものであること。

(4) 保険納付対象額等通知は原則として支払基金本部に対して行うものであること。

第3 保険納付対象額等通知の委託

1 保険納付対象額等通知は、法第123条第2項の規定により国民健康保険団体連合会に委託することができること。

2 保険納付対象額等通知に関し、国民健康保険団体連合会との間で締結する委託契約については、別紙保険納付対象額等通知事務委託契約書（案）によること。

第4 保険納付対象額等通知の様式及び作成要領

保険納付対象額等通知を行う際（国民健康保険団体連合会に委託する場合を含む。）の通知書の標準的な様式は、次の表の区分によること。また、その作成要領は各々の様式に示すとおりであること。

1	各月ごとの後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括）	様式第1号
	(1) 後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書	様式第2号
	(2) 後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書	様式第3号
	(3) 後期高齢者保険納付対象（第三者納付金等収入（戻入）額）等通知書	
	イ 現物給付額	様式第4号
	ロ 現金支給額	様式第5号
2	各年度ごとの後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括）	様式第6号
	(1) 後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書	様式第7号
	(2) 後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書	様式第8号
	(3) 後期高齢者保険納付対象（第三者納付金等収入（戻入）額）等通知書	
	イ 現物給付額	様式第9号
	ロ 現金支給額	様式第10号

(注) 事務的に可能であり当事者間で協議が整った場合には、必要な事項を満たしている限りインターネット又は電磁的記録による通知でも差し支えない。

別紙

保険納付対象額等通知事務委託契約書（案）

被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険納付対象額（法第100条第1項に規定する保険納付対象額をいう。以下同じ。）及びその内訳を法第123条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合に代わって社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に通知する事務について、〇〇後期高齢者医療広域連合長（以下「甲」という。）と、国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲が支払基金に対し、関係法令及びこれに基づく通知等の定めるところにより、被保険者に係る保険納付対象額及びその内訳を迅速適正に通知する事務を引き受けるものとする。

第2条 乙は、審査及び支払が完了した各月毎の被保険者に係る保険納付対象額及びその内訳について、現物給付額については請求月の翌々月の15日までに後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書を作成し、現金支給額及び損害賠償金その他療養の給付等に要する費用のための収入（戻入）の額については、甲から療養費を支給決定した月又は収入調定した月の翌月末日までに報告を受けて、後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書及び後期高齢者保険納付対象（第三者納付金等収入（戻入）額）等通知書を作成し、後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括）と併せて、当該報告を受けた月の翌月15日までに支払基金に送付するものとする。

第3条 乙は、審査及び支払が完了した各年度毎の被保険者に係る保険納付対象額及びその内訳について、現物給付額については請求年度の翌年度の6月1日までに後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書を作成し、現金支給額及び損害賠償金その他療養の給付等に要する費用のための収入（戻入）の額については、甲から療養費を支給決定した年度又は収入調定した年度の翌年度の5月15日までに報告を受け、後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書及び後期高齢者保険納付対象（第三者納付金等収入（戻入）額）等通知書を作成し、後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括）と併せて、当該年度の6月1日までに支払基金に送付するものとする。

第4条 甲は、前二条に規定する事務の処理に要する費用として療養の給付等に関する費用の支払1件につき、甲と乙が協議して定める額を乙に支払うものとする。

第5条 甲は、乙から前条の規定による事務に要する費用の請求があったときは、請求のあった日から、○日以内に乙に対して支払うものとする。

第6条 甲は、乙に対して帳簿書類の閲覧若しくは説明を求め、又は報告を徴することができる。

第7条 この契約の当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行せず、事業遂行に著しく支障を来すおそれがあると認めるときは、相手方は3か月の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

第8条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第9条 この契約の有効期間の終了1か月前までに契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

以上契約の確定を証するため本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

○○（都道府県）後期高齢者医療広域連合長

印

○○（都道府県）国民健康保険団体連合会理事長

印

様式第1号

第 年 月 日
平成

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名 印

平成 年 月分 後期高齢者保険納付対象額等通知書 (総括)

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)
第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保 険 者 番 号			
法 別	府 県	番 号	IC/V

保 険 納 付 対 象 額		
$\{ \textcircled{1} \times (1 - \text{後期高齢者負担率} - 50/100) + \textcircled{2} \times (1 - \text{後期高齢者負担率}) \}$		円
①	負担対象額 (③-⑦) + (④-⑧)	円
②	特定費用額 (⑤-⑨) + (⑥-⑩)	円

- ※③ 一般被保険者の現物給付の合計 (様式第2号)
- ④ 一般被保険者の現金支給の合計 (様式第3号)
- ⑤ 現役並み所得者の現物給付の合計 (様式第2号)
- ⑥ 現役並み所得者の現金支給の合計 (様式第3号)
- ⑦ 一般被保険者の現物給付の収入額の合計 (様式第4号)
- ⑧ 一般被保険者の現金支給の収入額の合計 (様式第5号)
- ⑨ 現役並み所得者の現物給付の収入額の合計 (様式第4号)
- ⑩ 現役並み所得者の現金支給の収入額の合計 (様式第5号)

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括））

- 1 この様式は、保険納付対象額等を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年月は、診療年月を記入すること。
- 3 「保険納付対象額」欄には、「①負担対象額」欄の額に（1－後期高齢者負担率－50/100）を乗じて得た金額と、「②特定費用額」欄の額に（1－後期高齢者負担率）を乗じて得た金額との合計額を記入すること。
- 4 「①負担対象額」欄には、一般被保険者に係る現物給付の額の合計額（様式第2号③）から一般被保険者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現物給付）の合計額（様式第4号⑦）を控除して得た額と、一般被保険者に係る現金支給の額の合計額（様式第3号④）から一般被保険者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現金支給）の合計額（様式第5号⑧）を控除して得た額との合計額を記入すること。
- 5 「②特定費用額」欄には、現役並み所得者に係る現物給付の額の合計額（様式第2号⑤）から現役並み所得者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現物給付）の合計額（様式第4号⑨）を控除して得た額と、現役並み所得者に係る現金支給の額の合計額（様式第3号⑥）から現役並み所得者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現金支給）の合計額（様式第5号⑩）を控除して得た額との合計額を記入すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年 月分 後期高齢者保険納付対象額等(現物給付)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百三十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D

内 訳

区分		件数	日数	点数	一部負担金	金額	
一 般	療養の給付	医科	入院				
		医科	入院外				
		歯科	入院				
		歯科	入院外				
		調剤		処方回数			
	療養費	食事・生活	医科		回数	基準額	標準負担額
			歯科		回数	基準額	標準負担額
			訪問看護			看護費用	基本利用料
			合計				③
	現 役 並 み 所 得 者	療養の給付	医科	入院			
医科			入院外				
歯科			入院				
歯科			入院外				
		調剤		処方回数			
療養費		食事・生活	医科		回数	基準額	標準負担額
			歯科		回数	基準額	標準負担額
			訪問看護			看護費用	基本利用料
			合計				⑤

担当者氏名 _____

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書）

- 1 この様式は、保険納付対象額等（現物給付）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年月は、診療年月を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（法第67条第1項第2号の規定が適用される者をいう。以下同じ。）に係る件数、日数、点数、一部負担金及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者（法第67条第1項第2号の規定が適用されない者をいう。以下同じ。）に係る件数、日数、点数、一部負担金及び金額を記入すること。
- 5 調剤の「日数」欄には、処方回数を記入すること。
- 6 「食事・生活」欄の「日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄には、それぞれ回数、基準額及び標準負担額を記入すること。
- 7 「訪問看護」欄の「点数」欄及び「一部負担金」欄には、それぞれ看護費用及び基本利用料を記入すること。
- 8 「合計」欄の「件数」には、入院時食事療養・生活療養に係る件数を含めないこと。
- 9 各項目は、再審査調整後の確定数値を記入すること。
- 10 社会保険診療報酬支払基金に通知した後に、通知の内容を補正する場合には、補正のあった月の通知書にさかのぼって、変更後の正しい数値に訂正し、再度通知すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年 月分 後期高齢者保険納付対象額等(現金支給)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保 険 者 番 号			
法別	府県	番 号	C/D

内 訳

区 分	件 数	日 数	一部負担金 標準負担額	金 額	
一 般	一般診療				
	補装具				
	柔道整復師の施術				
	あん摩・マッサージ				
	はり・きゅう				
	看護				
	移送				
	その他				
	標準負担額差額				
	療 養 費	高 世帯			
		外 来			
		低所得Ⅱ 世帯			
		低所得Ⅰ 世帯			
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	低所得Ⅰ及びⅡ 外来			
		世帯			
低所得Ⅱ 世帯					
低所得Ⅰ 世帯					
合 計				④	
現 役 並 み 所 得 者	一般診療				
	補装具				
	柔道整復師の施術				
	あん摩・マッサージ				
	はり・きゅう				
	看護				
	移送				
	その他				
	高 額 療 養 費	世帯			
		外 来			
高額介護合算療養費(世帯)					
合 計				⑤	

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書）

- 1 この様式は、保険納付対象額等（現金支給）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年月は、医療費の支給決定を行った日の属する月を記入すること。（支給月を記入するものではない。）
- 3 後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数、日数、一部負担金・標準負担額及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数、日数、一部負担金・標準負担額及び金額を記入すること。
ただし、区分の「補装具」及び「移送費」の「日数」欄は、記入不要であること。
- 5 「一部負担金・標準負担額」欄には、医療費支給額を決定する際に控除する一部負担金及び標準負担額を記入すること。ただし、区分の「看護」及び「移送」については、記入不要であること。
- 6 区分の「一般診療」及び「標準負担額差額」の「件数」欄については、支給決定を行った都度1件として数え、記入すること。
- 7 標準負担額差額の支給が行われた場合には、「件数」、「日数」及び「金額」欄に当該標準負担額差額に係る数値を記入し、「一部負担金・標準負担額」欄に当該標準負担額差額支給に係る金額の頭部に「マイナス（-）」を付した数値を記入すること。
- 8 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給が行われた場合には、「件数」、「日数」及び「金額」欄に高額療養費及び高額介護合算療養費に係る数値を記入し、「一部負担金・標準負担額」欄に高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る金額の頭部に「マイナス（-）」を付した数値を記入すること。
- 9 社会保険診療報酬支払基金に通知した後に、通知の内容を補正する場合には、補正のあった月の通知書にさかのぼって、変更後の正しい数値に訂正し、再度通知すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年 月分 後期高齢者保険納付対象

(第三者納付金等収入(戻入)額)額等(現物給付)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D
⋮	⋮	⋮	⋮

内訳

区分	一 般		現 役 並 み 所 得 者	
	件 数	金 額	件 数	金 額
療養の給付	医科	入院		
		入院外		
	歯科	入院		
		入院外		
	調 剤			
療養費	食事・生活	医科		
		歯科		
	訪問看護			
加算金				
延滞金				
その他の収入				
合 計		⑦		⑧
再 掲	(損害賠償金)			
	(徴収金)			
	(返還金)			

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現物給付）通知書）

- 1 この様式は、保険納付対象額等に係る第三者納付金、徴収金、返還金等の収入（戻入）額（現物給付）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年月は、収入調定した日の属する年月を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現物給付）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数及び金額を記入すること。
- 5 「損害賠償金」、「徴収金」及び「返還金」欄は、各区分ごとに記入した内訳の金額再掲を記入すること。
- 6 「損害賠償金」欄には、法第 58 条第 1 項の規定による損害賠償金、「徴収金」欄には、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金、「返還金」欄及び「加算金」欄には、法第 59 条第 3 項の規定による返還金及び加算金、「延滞金」欄には、地方自治法第 231 条の 3 の規定による延滞金、「その他の収入」欄には、この事業のための収入（預金利子及び小切手未払資金組入を除く。）をそれぞれ記入すること。
なお、上記の金額は標題の年月に収入調定した金額とすること。
- 7 「件数」欄については、収入調定した都度 1 件として数え、記入すること。
- 8 「合計」欄の「件数」には、入院時食事療養・生活療養に係る件数を含めないこと。
- 9 社会保険診療報酬支払基金に通知した後に、通知の内容を補正する場合には、補正のあった月の通知書にさかのぼって、変更後の正しい数値に訂正し、再度通知すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年 月分 後期高齢者保険納付対象

(第三者納付金等収入(戻入)額)額等(現金支給)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D

内訳

区 分	一 般		現 役 並 み 所 得 者	
	件 数 件	金 額 円	件 数 件	金 額 円
一般診療				
補装具				
柔道整復師の施術				
あん摩・マッサージ				
はり・きゅう				
看護				
移送				
その他				
標準負担額差額				
高 額 療 養 費				
世帯				
外来				
低所得Ⅱ 世帯				
低所得Ⅰ 世帯				
低所得Ⅰ及びⅡ 外来				
高額介護 合算療養費				
世帯				
低所得Ⅱ 世帯				
低所得Ⅰ 世帯				
加算金				
延滞金				
その他の収入				
合 計		㉑		㉒
再 掲	(損害賠償金)			
	(徴収金)			
	(返還金)			

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現金支給）通知書）

- 1 この様式は、保険納付対象額等に係る第三者納付金、徴収金、返還金等の収入（戻入）額（現金支給）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年月は、収入調定した日の属する年月を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現金支給）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数及び金額を記入すること。
- 5 「損害賠償金」、「徴収金」及び「返還金」欄は、各区分ごとに記入した内訳の金額の再掲を記入すること。
- 6 「損害賠償金」欄には、法第 58 条第 1 項の規定による損害賠償金、「徴収金」欄には、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金、「返還金」欄及び「加算金」欄には、法第 59 条第 3 項の規定による返還金及び加算金、「延滞金」欄には、地方自治法第 231 条の 3 の規定による延滞金、「その他の収入」欄には、この事業のための収入（預金利子及び小切手未払資金組入を除く。）をそれぞれ記入すること。
なお、上記の金額は標題の年月に収入調定した金額とすること。
- 7 「件数」欄については、収入調定した都度 1 件として数え、記入すること。
- 8 社会保険診療報酬支払基金に通知した後に、通知の内容を補正する場合には、補正のあった月の通知書にさかのぼって、変更後の正しい数値に訂正し、再度通知すること。

様式第6号

第 号
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名 _____ 印

平成 年度分 後期高齢者保険納付対象額等通知書 (総括)

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)
第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保 険 者 番 号			
法 別	府 県	番 号	C/V

保 険 納 付 対 象 額		円
$\{ \textcircled{1} \times (1 - \text{後期高齢者負担率} - 50/100) + \textcircled{2} \times (1 - \text{後期高齢者負担率}) \}$		円
①	負担対象額 (③-⑦) + (④-⑧)	円
②	特定費用額 (⑤-⑨) + (⑥-⑩)	円

- ※③ 一般被保険者の現物給付の合計 (様式第7号)
- ④ 一般被保険者の現金支給の合計 (様式第8号)
- ⑤ 現役並み所得者の現物給付の合計 (様式第7号)
- ⑥ 現役並み所得者の現金支給の合計 (様式第8号)
- ⑦ 一般被保険者の現物給付の収入額の合計 (様式第9号)
- ⑧ 一般被保険者の現金支給の収入額の合計 (様式第10号)
- ⑨ 現役並み所得者の現物給付の収入額の合計 (様式第9号)
- ⑩ 現役並み所得者の現金支給の収入額の合計 (様式第10号)

担当者氏名 _____

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等通知書（総括））

- 1 この様式は、当該年度の保険納付対象額等を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年度は、診療年度を記入すること。
- 3 「保険納付対象額」欄には、「①負担対象額」欄の額に（1－後期高齢者負担率－50/100）を乗じて得た金額と、「②特定費用額」欄の額に（1－後期高齢者負担率）を乗じて得た金額との合計額を記入すること。
- 4 「①負担対象額」欄には、一般被保険者に係る現物給付の額の合計額（様式第7号③）から一般被保険者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現物給付）の合計額（様式第9号⑦）を控除して得た額と、一般被保険者に係る現金支給の額の合計額（様式第8号④）から一般被保険者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現金支給）の合計額（様式第10号⑧）を控除して得た額との合計額を記入すること。
- 5 「②特定費用額」欄には、現役並み所得者に係る現物給付の額の合計額（様式第7号⑤）から現役並み所得者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現物給付）の合計額（様式第9号⑨）を控除して得た額と、現役並み所得者に係る現金支給の額の合計額（様式第8号⑥）から現役並み所得者に係る第三者納付金等収入（戻入）額（現金支給）の合計額（様式第10号⑩）を控除して得た額との合計額を記入すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年度分 後期高齢者保険納付対象額等(現物給付)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百三十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/T

内 訳

区分		件数	日数	点数	一部負担金	金額	
一般	療養の給付	内科	入院				
			入院外				
		歯科	入院				
			入院外				
	調剤			処方回数			
	療養費	食事・生活	内科	回数	基準額	標準負担額	
			歯科	回数	基準額	標準負担額	
		訪問看護			看護費用	基本利用料	
		合計					③
	現役並み所得者	療養の給付	内科	入院			
入院外							
歯科			入院				
			入院外				
調剤			処方回数				
療養費		食事・生活	内科	回数	基準額	標準負担額	
			歯科	回数	基準額	標準負担額	
		訪問看護			看護費用	基本利用料	
		合計					⑤

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）通知書）

- 1 この様式は、当該年度の保険納付対象額等（現物給付）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年度は、診療年度を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象額等（現物給付）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（法第 67 条第 1 項第 2 号の規定が適用される者をいう。以下同じ。）に係る件数、日数、点数、一部負担金及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者（法第 67 条第 1 項第 2 号の規定が適用されない者をいう。以下同じ。）に係る件数、日数、点数、一部負担金及び金額を記入すること。
- 5 調剤の「日数」欄には、処方回数を記入すること。
- 6 「食事・生活」欄の「日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄には、それぞれ回数、基準額及び標準負担額を記入すること。
- 7 「訪問看護」欄の「点数」欄及び「一部負担金」欄には、それぞれ看護費用及び基本利用料を記入すること。
- 8 「合計」欄の「件数」には、入院時食事療養・生活療養に係る件数を含めないこと。
- 9 各項目は、再審査調整後の確定数値を記入すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

平成 年 月 日

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年度分 後期高齢者保険納付対象額等(現金支給)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D
...

内 訳

区 分	件 数	日 数	一部負担金 標準負担額	金 額
一 般	一般診療			
	補装具			
	柔道整復師の施術			
	あん摩・マッサージ			
	はり・きゅう			
	看護			
	移送			
	その他			
	標準負担額差額			
	高 類 療 養 費			
	世帯			
	外来			
	低所得Ⅱ 世帯			
	低所得Ⅰ 世帯			
	低所得Ⅰ及びⅡ 外来			
高額介護 合算療養費				
世帯				
低所得Ⅱ 世帯				
低所得Ⅰ 世帯				
合 計				④
現 役 並 み 所 得 者	一般診療			
	補装具			
	柔道整復師の施術			
	あん摩・マッサージ			
	はり・きゅう			
	看護			
	移送			
	その他			
	高額療養費			
	世帯			
	外来			
	高額介護合算療養費(世帯)			
合 計				⑤

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）通知書）

- 1 この様式は、当該年度の保険納付対象額等（現金支給）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年度は、医療費の支給決定を行った日の属する年を記入すること。（支給年を記入するものではない。）
- 3 後期高齢者保険納付対象額等（現金支給）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数、日数、一部負担金・標準負担額及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数、日数、一部負担金・標準負担額及び金額を記入すること。
ただし、区分の「補装具」及び「移送費」の「日数」欄は、記入不要であること。
- 5 「一部負担金・標準負担額」欄には、医療費支給額を決定する際に控除する一部負担金及び標準負担額を記入すること。ただし、区分の「看護」及び「移送」については、記入不要であること。
- 6 区分の「一般診療」及び「標準負担額差額」の「件数」欄については、支給決定を行った都度1件として数え、記入すること。
- 7 標準負担額差額の支給が行われた場合には、「件数」、「日数」及び「金額」欄に当該標準負担額差額に係る数値を記入し、「一部負担金・標準負担額」欄に当該標準負担額差額支給に係る金額の頭部に「マイナス（-）」を付した数値を記入すること。
- 8 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給が行われた場合には、「件数」、「日数」及び「金額」欄に高額療養費及び高額介護合算療養費に係る数値を記入し、「一部負担金・標準負担額」欄に高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る金額の頭部に「マイナス（-）」を付した数値を記入すること。

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名 印

平成 年度分 後期高齢者保険納付対象

(第三者納付金等収入(戻入)額)額等(現物給付)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百三十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D
⋮	⋮	⋮	⋮

内 訳

区 分	一 般		現 役 並 み 所 得 者	
	件 数	金 額	件 数	金 額
療養の給付	医科	入院		
		入院外		
	歯科	入院		
		入院外		
	調 剤			
療養費	食事・生活	医科		
		歯科		
	訪問看護			
加算金				
延滞金				
その他の収入				
合 計		⑦		⑧
再 掲	(損害賠償金)			
	(徴収金)			
	(返還金)			

担当者氏名 _____

作成要領（後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現物給付）通知書）

- 1 この様式は、当該年度の保険納付対象額等に係る第三者納付金、徴収金、返還金等の収入（戻入）額（現物給付）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年度は、収入調定した日の属する年度を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現物給付）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数及び金額を記入すること。
- 5 「損害賠償金」、「徴収金」及び「返還金」欄は、各区分ごとに記入した内訳の金額再掲を記入すること。
- 6 「損害賠償金」欄には、法第 58 条第 1 項の規定による損害賠償金、「徴収金」欄には、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金、「返還金」欄及び「加算金」欄には、法第 59 条第 3 項の規定による返還金及び加算金、「延滞金」欄には、地方自治法第 231 条の 3 の規定による延滞金、「その他の収入」欄には、この事業のための収入（預金利子及び小切手未払資金組入を除く。）をそれぞれ記入すること。
なお、上記の金額は標題の年度に収入調定した金額とすること。
- 7 「件数」欄については、収入調定した都度 1 件として数え、記入すること。
- 8 「合計」欄の「件数」には、入院時食事療養・生活療養に係る件数を含めないこと。

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

後期高齢者医療広域連合長名

印

平成 年度分 後期高齢者保険納付対象

(第三者納付金等収入(戻入)額)額等(現金支給)通知書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)
 第二百二十三条第一項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

保険者番号			
法別	府県	番号	C/D

内 訳

区 分	一 般		現 役 並 み 所 得 者	
	件 数	金 額	件 数	金 額
一般診療				
補装具				
柔道整復師の施術				
あん摩・マッサージ				
はり・きゅう				
看護				
移送				
その他				
標準負担額差額				
高 額 療 養 費	世帯			
	外来			
	低所得Ⅱ 世帯			
	低所得Ⅰ 世帯			
高額介護 合算療養費	低所得Ⅰ及びⅡ 外来			
	世帯			
高額介護 合算療養費	低所得Ⅱ 世帯			
	低所得Ⅰ 世帯			
加算金				
延滞金				
その他の収入				
合 計		⑧		⑩
再 掲	(損害賠償金)			
	(徴収金)			
	(返還金)			

担当者氏名

作成要領（後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現金支給）通知書）

- 1 この様式は、当該年度の保険納付対象額等に係る第三者納付金、徴収金、返還金等の収入（戻入）額（現金支給）を社会保険診療報酬支払基金に通知する場合に使用すること。
- 2 標題の年度は、収入調定した日の属する年度を記入すること。
- 3 後期高齢者保険納付対象（第三者納入金等収入（戻入）額）額等（現金支給）の内訳を、各区分ごとに記入すること。
- 4 「現役並み所得者」欄については、現役並み所得者（特定費用）に係る件数及び金額を記入し、「一般」欄については、一般被保険者に係る件数及び金額を記入すること。
- 5 「損害賠償金」、「徴収金」及び「返還金」欄は、各区分ごとに記入した内訳の金額の再掲を記入すること。
- 6 「損害賠償金」欄には、法第 58 条第 1 項の規定による損害賠償金、「徴収金」欄には、法第 59 条第 1 項の規定による徴収金、「返還金」欄及び「加算金」欄には、法第 59 条第 3 項の規定による返還金及び加算金、「延滞金」欄には、地方自治法第 231 条の 3 の規定による延滞金、「その他の収入」欄には、この事業のための収入（預金利子及び小切手未払資金組入を除く。）をそれぞれ記入すること。
なお、上記の金額は標題の年度に収入調定した金額とすること。
- 7 「件数」欄については、収入調定した都度 1 件として数え、記入すること。